経営者向け

『会社の税務会計 通信』R5年1月号

インボイス制度まで あと10ヶ月

→自分はインボイス制度に登録すべき?
→第2弾〜 自社の仕入と仕入先との関係

税務署

自分が「課税事業者」で「原則課税」なら・・・ ⇒仕入先の登録状況を確認する必要があります!

課税事業者? ─→ 消費税の納税義務がある事業者です。

原則課税?──▶ 原則的な消費税の計算方式です。

例外規定として簡易課税制度を選択できます。

(一般的に不動産賃貸業は簡易課税を選択するケースが多いです。)

O 仕入先は免税事業者だが、そもそも何か対応する必要があるのか?

A 一切対応しない場合は次のようになります。

売上110万円(**内税10万円**) 仕入55万円(**内税5万円**)

①インボイス制度前の計算

売上消費税10万円-仕入消費税5万円=納付税額5万円

②インボイス制度後の計算

売上消費税10万円 - 仕入消費税**0**万円 = 納付税額10万円

※計算の簡略化のため経過措置は考慮しておりません。

同じ売上・仕入なのに納税負担だけ増えた

自社が原則課税で消費税の計算をするとき、仕入先に免税事業者がいると同じ売上・仕入でも納税負担が増えてしまいます。この場合には以下の対応をすることになります。

①**値下交渉をする** ②**登録を要請する** ③**仕入先を変える** 仕入先との関係性なども踏まえながら取るべき対応を検討しましょう。

この記事は配信用に税金を簡易な表現で記載しております。インボイスについて疑問がある方は是非東京シティ税理士事務所にご相談ください。

■電話・メール相談

TEL: 03-3344-3301 FAX: 03-3344-9053 Mail: ask@tokyocity.co.jp

ご利用時間 09:30~17:30 (土・日・祝は12:00~13:00除く)



面接相談

新宿相談所(新宿三井ビル33階:新宿駅徒歩7分) 03-3344-3301 横浜相談所(横浜スカイビル20階:横浜駅直結) 045-440-6678

東京日本橋相談所(ビジネスエアポート日本橋内:日本橋駅B1出口より徒歩2分)

03-3344-3308